

1.2 給水管統合および配水管布設申請について

1 給水管統合工事（別紙：給水管統合承諾書）

アパート等の営利を目的とする建物の給水装置工事申込に際して、同一路線内に給水管が輻輳化することを防ぐため、または将来の需要家増加に対応するために配水管を布設する。費用負担は、土工事費用を需要家が負担し、管材料費用および配管労務費用を上下水道部で負担する。

2 給水管増径工事（別紙：給水管増径承諾書）

32条協議に伴う給水装置工事申込に際して、既設配水管の水量不足解消のために配水管を布設する。費用負担は、開発行為で移管される口径の配管材料費・配管労務費・土工事費を申込者（開発者）が負担し、口径増径に伴って増加した配管材料費・配管労務費・土工事費を上下水道部で負担する。

3 配水管布設工事

1) 申請工事関係（別紙：配水管布設申請書）

3戸以上の配水管布設申請に際して、1戸当り 72,000 円の負担金を徴収して新規配水管布設をおこなうもの。

2) 配水補助管制度（別紙：配水管布設申請書、寄付願）

2戸以下の一般戸建住宅の配水管布設申請に際して、1戸当り 210,000 円の負担金を徴収して新規配水補助管布設（ $\phi 40\text{mm}$ または $\phi 25\text{mm}$ ）をおこなうもの。ただし、水質保持の観点から布設延長は 60m までとし、営利目的の物件の場合は除く。60m 以上については需要家の負担で、同口径・同材質の管を給水管として布設し、工事完了後、上下水道部へ寄付するものとする。

配水補助管申請に際して、上下水道部において、将来の需要予測等の観点から、 $\phi 50\text{mm}$ 以上の配水管を布設する方が適していると判断された場合には、布設延長 60m を限度として配水管を布設する。60m 以上については、水質保全の観点から別途検討を行って管径を決定し、工事完了後、上下水道部へ寄付するものとする。